

広島県告示第百八十号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第五項第二号の規定によつて、第二種漁港塩屋漁港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和三年三月十五日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において縦覧に供する。

令和三年三月四日

塩屋漁港漁港管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 第二種漁港塩屋漁港放置等禁止区域

沖塩屋三丁目地区

1 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点四と基点一を結んだ線により囲まれた区域

2 点の位置（基点の位置表示角度は真北方向による）

基準点 廿日市市沖塩屋三丁目の国土地理院三等三角点「沖山」（北緯三四度一六分五五秒八二四五、東経一三二度一五分五九秒九四八三、標高三・〇八メートル）

基点一 基準点から一六四度五七分四四秒の方向四一五・六〇メートルの点

基点二 基点一から二二九度四五分二七秒の方向八五・一九メートルの点

基点三 基点二から一八九度三九分四七秒の方向五二・九六メートルの点

基点四 基点三から五〇度三二分五九秒の方向一二二・四八メートルの点

二 第二種漁港塩屋漁港放置等禁止物件

船舶、船舶部品及び廃棄物